

地域医療支援病院について

地域医療支援病院制度の概要

趣旨

医療施設機能の体系化の一環として、患者に身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から、医師の少ない地域を支援する役割を担い、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じて、第一線の地域医療を担うかかりつけ医、かかりつけ歯科医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい構造設備等を有するものについて、都道府県知事が個別に承認している。

役割

- 紹介患者に対する医療の提供
- 医療機器の共同利用の実施
- 救急医療の提供
- 地域の医療従事者に対する研修の実施

承認要件

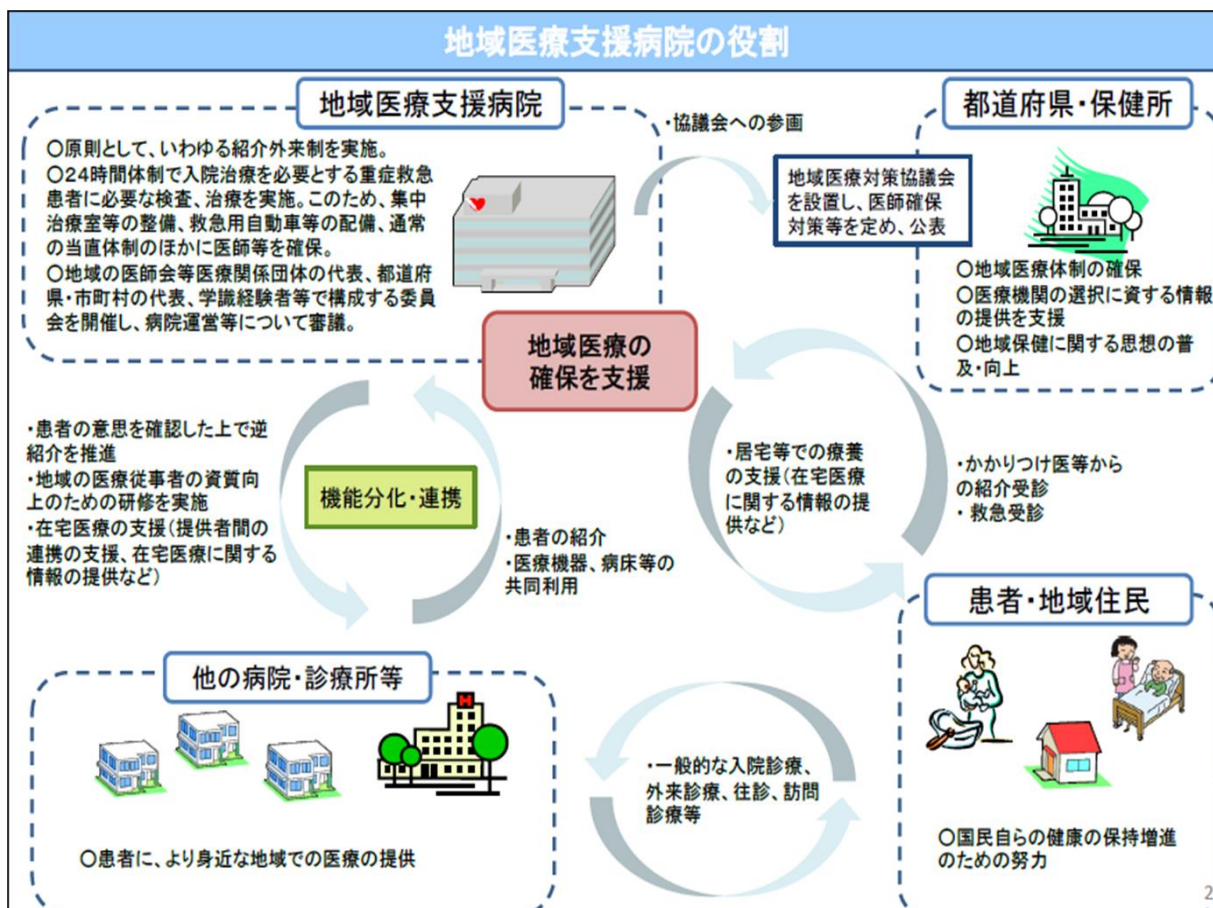
「資料3-4 地域医療支援病院承認に係る審査概要」に記載のとおり

承認状況

県内病院

- 奈良県総合医療センター(奈良医療圏) (H26.4.1)
- 奈良県西和医療センター(西和医療圏) (H26.4.1)
- 済生会中和病院(東和医療圏) (H27.7.23)
- 南和広域医療企業団 南奈良総合医療センター(南和医療圏) (H29.11.27)
- 市立奈良病院(奈良医療圏) (R元.12.20)
- 近畿大学奈良病院(西和医療圏) (R4.4.5)

※全国707病院 (令和6年9月時点)



天理よろづ相談所病院 地域医療支援病院の申請に関する意見聴取

- 地域医療支援病院の承認にあたっては、医療法により、地域医療構想調整会議において協議した上で、**あらかじめ医療審議会の意見を聴くこととされています。**
- 先に開催しました「東和構想区域地域医療構想調整会議」（令和7年3月6日オンライン開催）での協議においては、異論なく医療審議会での意見聴取の手続きへ進めることが了承されました。

○ 関連法令、通知（抜粋）

①医療法

第四条 国、都道府県、市町村、第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人その他厚生労働大臣の定める者の開設する病院であつて、地域における医療の確保のために必要な支援に関する次に掲げる要件に該当するものは、その所在地の都道府県知事の承認を得て地域医療支援病院と称することができる。

一 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供し、かつ、当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、当該病院に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者(以下単に「医療従事者」という。)の診療、研究又は研修のために利用させるための体制が整備されていること。

二 救急医療を提供する能力を有すること。

三 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有すること。

四 厚生労働省令で定める数以上の患者を入院させるための施設を有すること。

五 第二十一条第一項第二号から第八号まで及び第十号から第十二号まで並びに第二十二条第一号及び第四号から第九号までに規定する施設を有すること。

六 その施設の構造設備が第二十一条第一項及び第二十二条の規定に基づく厚生労働省令並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

2 都道府県知事は、前項の承認をするに当たっては、**あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。**

②医療法の一部を改正する法律の施行について

(平成10年5月19日付健政発第639号 厚生省健康政策局長通知 令和3年3月30日改正)

第二 地域医療支援病院に関する事項

三 承認に当たつての留意事項

(六) その他

承認に当たっては、新法第四条第二項に基づきあらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴くこととされているが、その際には、**当該承認が地域における病床の機能の分化及び連携に影響を与えることが想定されることから、あらかじめ当該病院が所在する構想区域の地域医療構想調整会議において協議した上で、当該協議の結果や当該病院が所在する二次医療圏及び都道府県の実状を踏まえて審議が行われるよう留意すること。**